

## 1—4 中小企業振興資金（経営者保証不要枠）

### (1) 貸付対象者

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（20240115 中庁第 15 号）に定める事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する者

### (2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億6,000万円 ※一般保証8,000万円、 経営安定関連保証（4・5号）8,000万円の合算
貸付利率	年2.4% 貸付期間が1年以内のものについては、年2.1% 後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※1） 年2.2% 貸付期間が1年以内のものについては、年1.9%
貸付期間	設備資金 10年以内（うち据置1年以内） 運転資金 7年以内（うち据置6か月以内） うち借換 10年以内（うち据置1年以内）
担保	徴さない
保証人	徴さない
返済方法	金融機関の定めるところによる
その他	県制度融資に限り借換が可能

※1 後記1—5中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3)申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

### (3) 申込書類

<b>ア 共通提出書類</b>
① 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金用途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ② 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 ③ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
<b>イ 経営安定関連保証を利用する場合</b>
④ 市町村長の発行する特定中小企業者の認定書（写し可）
<b>ウ 設備資金の場合</b>
⑤ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑥ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑦ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑧ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
<b>エ 提出部数</b>
2部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

#### (4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

#### (5) その他のポイント

ア 信用保証協会の事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。

##### イ 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

##### ウ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

##### エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

- (ア) 県制度融資に限り借換が可能であること。
- (イ) 借換後の貸付期間は1年超であること（短期資金への借換は、後記1－2中小企業振興資金（短期継続融資枠）を利用すること）。
- (ウ) 同一金融機関での借換であること。
- (エ) 借換対象となる従前の借入金について経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換に際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘案すること。
- (オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。
- (カ) 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

##### オ その他

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。